

会員の皆さまへのお知らせ

交通安全協会の会員特典の有効期間の延長

コロナウィルス対策のため、運転免許証の有効期間が3ヶ月延長できる措置が講じられていますが、この延長措置に合わせて交通安全協会の会員特典の有効期間を延長します。

会員の有効期間が延長される特典は、

- 1 交通事故見舞金制度
- 2 チャイルドシート貸出制度
- 3 カーケアセンターにおける会員割引き制度
- 4 県自動車学校の会員割引き

です。

優遇協賛店については、制度上、一方的な延長はできませんので、それぞれの協賛店で利用できるかどうかを確認していただくようお願いいたします。

茨城県交通安全協会